

返子市重度心身障がい者（児）手当支給事業の見直しの概要

1 目的

法令や制度の改正等により、障がい者を取り巻く環境やサービスが整備されてきていることや、障がいの程度により経済的な格差が生じうること、本事業の安定的な継続等の観点から、支給対象者、支給要件及び手当の額などについて、所要の見直しを行います。

2 内容

(1) 支給対象者 ※療育手帳は交付する自治体により呼称が異なる場合があります。

見直し後	現行
①療育手帳の交付を受けた者。 ②身体障害者手帳の交付を受けた者。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。 ※障害者手帳所持者全員を手当の対象者とします。 ※児童は保護者が受給資格者となります。	①知能指数が 35 以下と判定された者（療育手帳 A 1、A 2）。 ②身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級の交付を受けた者。 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者。 ※児童は保護者が受給資格者となります。

(2) 支給要件等

見直し後	現行
【支給要件】 ①支給年度の 8 月 1 日において、市内に住所を有していること。 ②支給年度の前年の 8 月 1 日から支給年度の 7 月 31 日までの間において、施設に継続して 3 月を超えて入所していないこと（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）。	【支給要件】 ①市内に住所を有していること。 ②施設に入所していないこと（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）。 ③精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第 29 条第 1 項の規定により入院（措置入院）していないこと。
【支給制限】 ①前年の所得（対象者が 20 歳未満の場合は扶養義務者）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 7 条で定める額を超えるときは、当該年度は手当を支給しない（所得制限：支給停止）。 ②65 歳以上で初めて手帳の交付を受けた人を手当の対象外とする（年齢制限：受給資格なし）。	【支給制限】 ①前年の所得（対象者が 20 歳未満の場合は扶養義務者）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 7 条で定める額を超えるときは、当該年度は手当を支給しない（所得制限：支給停止）。 ②年齢制限なし。

(参考：所得制限基準額)

受給資格者本人の所得：3,604,000 円（参考：収入額の目安 5,180,000 円）

※扶養親族 1 人につき所得制限基準額に 380,000 円加算する。

(3) 手当の額等

見直し後		現行	
【手当の名称】 ・ 逗子市在宅障がい者福祉手当		【手当の名称】 ・ 逗子市重度心身障がい者手当 ・ 逗子市心身障がい児手当	
支給対象者	年額	支給対象者	月額
・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A	60,000 円	・ 身体障害者手帳 1・2 級（児童は 3 級まで）、療育手帳 A	6,000 円
・ 身体障害者手帳 3 級	50,000 円	・ 身体障害者手帳 3 級	5,000 円
・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40,000 円	・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級（児童は 2 級まで）	4,000 円
・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級	30,000 円	・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級	3,000 円
・ 身体障害者手帳 4～6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 3 級	15,000 円		
・ 腎臓機能障害で血液透析該当者	12,000 円加算		
【支給月】 当該年度の 1 月（年額払い）		【支給月】 月額を四半期（3、6、9、12 月）ごとに支払い	

3 見直しの考え方

将来にわたって持続可能な制度として安定的に事業を実施していくため、さらには障がい者全体への支援の充実を進めるために、障がいの種別、等級にかかわらず、個々の日常生活の困難さに少しでも寄り福祉の増進を図ることを目的として、障害者手帳所持者全員を対象とし、それに伴う手当額の見直しを現在の受給者に極力影響しないように行い、新たに障害者手帳の交付を受けた 65 歳以上の人について対象外とする年齢制限を設けるものです。

障がいの程度により経済的な格差が生じうることについては、例えば同じグループホームに入居している利用者の中でも一般就労が困難な場合が多く、障がいの程度により障害基礎年金の支給額が異なったり、国や県からの手当の有無など、支出面ではほぼ同額であったとしても収入面では重度の障がい者と軽度の障がい者の間で差が生じてしまう状況などを考慮しています。

また、透析治療への通院支援の継続を図るため、腎臓機能障害の認定を受けた血液透析該当者への加算を創設します。

4 施行予定期日

令和 4 年 4 月 1 日